

青森県立七戸養護学校 学校いじめ防止基本方針

～すべての児童生徒が生き生きとした学校生活が送れるように～

◇ は じ め に ◇

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の重要な課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめの問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、平成25年12月に青森県教育委員会が主催した「学校いじめ防止基本方針策定に係る説明会」の資料をもとに、いじめの早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応のあり方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「学校いじめ防止基本方針」として作成した。

初任者や学級担任をはじめ教職員一人一人がまずは熟読するとともに、学校において校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことができる環境を築いていけるものとする。

第1部 教職員マニュアル

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題の取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめの定義を理解する。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめ防止対策推進法第2条

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるのかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- (1) いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気付きにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめを受けた側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの学級・学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童生徒・保護者の意識や背景・学校の特性等を把握した上で、年間を通して予防的、開発的な取り組みを計画・実施していく。

1 児童生徒や学級の様子を知る

(1) 教職員の気付きが基本

児童生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え児童生徒と場を共有することが必要である。児童生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を量ることができるよう感性を高める。

(2) 実態把握の方法

児童生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状況を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童生徒及び保護者への意識調査や学校内の人間関係を捉える調査、児童生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を用いることも有効である。また、配慮を要する児童生徒の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。

2 認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取り組みが大切である。児童生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童生徒に対して愛情を持ち、児童生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

(1) 児童生徒のまなざしと信頼

児童生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、児童生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されなければならない。

(2) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに尋ねたり相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

(3) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間作りを大切にする。その中で、「認められた」「役に立った」等の経験が、児童生徒を成長させる。また、教職員の温かい言葉掛けが自己肯定感につながり、児童生徒は大きく変化するものである。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心をはぐくむ道徳教育、様々な関わりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童生徒に理解させることが大切である。また、児童生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめを許さないという人間性豊かな心を育てることが大切になる。児童生徒の心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。そのため、道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱う。

4 保護者や地域の方への働きかける

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、研修会を開催したり、ホームページや学校だより等による広報活動を積極的に行ったりすることで、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう機会を設ける。

Ⅲ 早期発見

いじめ問題を解決するために重要なポイントは、早期発見、早期対応である。早期発見のためには、日頃から教職員と児童生徒とのより良い信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させていく。また、児童生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報収集していく。

1 教職員のいじめに気付く力を高める

(1) 児童生徒の立場に立つ

一人一人の人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。人権感覚を磨き、児童生徒の言葉をしっかりと受け止め、児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守るという姿勢をもつ。

(2) 児童生徒を共感的に理解する

配慮を要する児童生徒に気づき、児童生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取る感性を高めることが求められている。児童生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童生徒の気持ちや行動、価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

2 いじめ発見のきっかけ

- (1) 学級担任が発見
- (2) 担任以外の教職員が発見
- (3) アンケート調査などの取り組み
- (4) 本人からの訴え
- (5) 本人の保護者からの訴え
- (6) 他の児童生徒からの情報

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめを受けた児童生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応を取る。いじめの態様には、以下のものが考えられる。悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り 等

4 いじめが見えにくいのは

(1) いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人が目につきにくい時間や場所を選んで行われている。

ア 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》

イ 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》

(2) いじめを受けている本人からの訴えは少ない

いじめを受けている児童生徒には、

ア 親に心配かけたくない

イ いじめられる自分はダメな人間だ

ウ 訴えても大人は信用できない

エ 訴えたらその仕返しが怖い

といった心理が働くものである。

(3) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめを受けている可能性があること保護者に伝え、いじめが疑われる場合は学校に連絡するよう依頼しておく。

5 早期発見のための手立て

- (1) 日々の観察 ～児童生徒がいるところには、教職員がいる～
休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童生徒の様子に目を配る。児童生徒がいるところには教職員がいるようにし、児童生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。
- (2) 観察の視点 ～集団を見る視点～
成長の発達段階から見ると、児童生徒は小学部中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期であり、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発生時期を含めどのように過ごしてきたかなどの情報を収集し、学級内の人間関係がどうかの把握が重要である。よって、気になる言動が見られた場合は、即時にグループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。
- (3) 日記の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～
連絡帳を活用し、担任と児童生徒・保護者が連絡を密に取ることによって信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応する。
- (4) 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～
日常生活のなかでの教職員の言葉掛け等、児童生徒が日頃から気楽に相談できる環境を作る。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成される。
- (5) いじめ実態調査アンケート ～実施時の配慮が重要である～
実態に応じて随時実施する事にする。学期に1回のアンケートを実施。いじめを受けている児童生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまで発見の手立ての一つであるという認識をもつ。

6 相談しやすい環境作りを進めるためには

児童生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを行った側から「ちくった」と言われて、いじめの対象になったり、更にいじめを助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後の情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

- (1) 本人からの訴えには
 - ア 心身の安全を保証する
日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考える。保健室や面談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や養護教諭を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全も保証する。
 - イ 事実関係や気持ちを傾聴する。
「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。
※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないよう注意する。
- (2) 周りの児童生徒からの訴えには
 - ア いじめを訴えたことにより、その児童生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受けとめる。
 - イ 「よく言ってきたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信源は、絶対明かさないことを伝え、安心感を与える。
- (3) 保護者からの訴えには
 - ア 保護者がいじめに気付いたときに、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
 - イ 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
 - ウ 生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

Ⅳ 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。
いじめを受けた児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。
また、いじめ再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ

(1)	いじめ情報のキャッチ	ア 「校内生徒指導会議」を招集する イ いじめを受けた児童生徒を徹底して守る ウ 見守り体制を整備する（登下校、休み時間等）
(2)	正確な実態把握	ア 当事者双方、周りからの聞き取り、記録をする。 イ 個々に聞き取りをおこなう。 ウ 関係機関と情報を共有し、正確に把握する。 エ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
(3)	指導体制・方針決定	ア 指導のならいを明確にする。 イ 全ての教職員の共通理解を図る。 ウ 対応する教職員の役割分担を考える。 エ 教育委員会、関係機関との連携を図る。
(4)	児童生徒への指導・支援	ア いじめを受けた児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。 イ いじめを行った児童生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うなかで、いじめは決して許されない行為であるという人権意識を持たせる。
	保護者との連携	ア 直接会って、具体的な対策を話す。 イ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
(5)	今後の対応	ア 継続的に指導や支援を行う。 イ カウンセラー等の活用も含め心のケアを行う。 ウ 心の教育の充実を図っていく。
(6)	いじめの解消	ア いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでいること。 イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを発見した教職員は、いじめの行為を止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。あわせて、直ちに学級担任、生徒指導担当（校内生徒指導会議、いじめ防止対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめを受けた児童生徒、いじめを知らせた児童生徒を守り通す

ア いじめを受けていると相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聞く場合は、他の児童生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒を別々の場所で行う。

イ 状況に応じて、いじめを受けた児童生徒、いじめ情報を伝えた児童生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

ア いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情など、いじめを行った児童生徒から聞き取るとともに、周囲の児童生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者の対応は、複数の教職員（主任・担任・生徒指導担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

イ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示の下に教職員間の連携と情報共有を随時行う。

3 いじめが起きた場合の児童生徒保護者への対応

(1) いじめを受けた児童生徒に対して

【児童生徒に対して】

ア 事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、心の安定を図る。

イ 最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。

ウ 必ず解決できる、希望がもてることを伝える。

エ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

【保護者に対して】

ア 発見した日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。

イ 学校の指導方針を伝え今後の対応について協議する。

ウ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

エ 継続して家庭と連絡取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

オ 家庭での児童生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめを行った児童生徒に対して

【児童生徒に対して】

ア いじめを行った気持ちや状況について十分に聞き、児童生徒の背景にも目を向け指導する。

イ 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめを受ける側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

ア 正確な事実関係を説明し、いじめを受けた児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

イ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

ウ 児童生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの児童生徒に対して

ア 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。

イ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学校全体に示す。

ウ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

エ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導する。

オ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

ア いじめが解消したと見られる場面でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。

イ 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。

ウ いじめを受けた児童生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。

エ いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用も含め、心のケアにあたる。

オ いじめ発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

4 迅速に対応するためには

いじめはどこでも起こりうる認識をもち、普段から児童生徒の様子を注意深く見る必要がある。気になる兆候があった場合には、情報を複数の教職員で共有し、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組む。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、児童生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取り組みを行っていく。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のwebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。したがって、必要に応じて、児童生徒が事件に巻き込まれた事例だけでなく、児童生徒がインターネットをどのように使っているかの調査を、保護者とともに実施する。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

(1) 保護者会等で伝えたいこと

ア 児童生徒のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童生徒を危険から守るためのルール作りを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討する。

イ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。

ウ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童生徒に深刻な影響を与えることを認識すること。

エ 家庭では、メールを見たときの表情の変化、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化に気付いた際、躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談すること

(2) 情報モラルに関する指導の際児童生徒に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や児童生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導。

ア 発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。

イ 匿名でも書き込みした人は、特定できる。

ウ 違法情報や有害情報が含まれている。

エ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害などの別の犯罪につながる可能性がある。

オ 一度流出した情報は、簡単に回収できない。

3 早期発見・早期対応のためには

(1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を、児童生徒、保護者に助言し、協力して取り組む。学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関と連携していく。

【書き込みや画像の削除に向けて】

被害の拡大を防ぐため専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

ア 誹謗中傷を書き込むことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。

イ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。

ウ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となること。

エ チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりするものでないこと。

オ チェーンメールを受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により「ネット上のいじめ」の加害者になること。

第2部 組織対応マニュアル

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための、「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められている。本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめの対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開することが大切である。

1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止対策委員会は、いじめ防止専門員、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学部主任、養護教諭等をメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考えられる。いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

- (1) 定例のいじめ防止対策委員会は、学期に1回程度開催する。
- (2) いじめの事実発生時は、校内生徒指導会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編成し対応する。
- (3) いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議等で報告し周知徹底する。

II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取り組み）

いじめを発見した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。

1 いじめ防止対策委員会の開催

いじめ問題への取り組みにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。但し、いじめが重大な場合やいじめを受けた側といじめを行った側の意識のずれが生じている場合は、把握した状況を基に、十分に検討協議し慎重に対応する。

2 生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

- (1) 速やかに青森県教育委員会、警察等の関係機関に報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- (2) 事案によっては、学年及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- (3) 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。